

# 高齢者虐待防止のための指針

新富士グループ  
医療法人社団 三医会  
訪問看護ステーション 長沢ひまわり

## 1. 基本方針

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防および早期発見の措置等を定め、すべての職員にこれを認識し本方針を遵守する。  
事業所における高齢者虐待を防止するために職員への研修を実施する。

## 2. 高齢者虐待の定義

養介護事業所に従事する職員が行う以下の行為の類型をもって「虐待」と定義する。

### (1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じたまたは、生じる恐れがある暴力を加えること。

### (2) 介護世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### (3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な反応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3. 虐待防止委員会の設置

虐待防止に関する責務、虐待防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止委員会」を設置する。

(1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。

(2) 委員会の委員長は、新富士グループ訪問看護ステーション部統括管理者とする。

(3) 委員は、各訪問看護ステーション長とする。

(4) 委員会は年1回以上、他委員長が必要と認めた時に開催する。

(5) 委員会の審議事項

- 基本理念・行動規範など職員への周知
- 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定
- 職員が支援等に関する悩みを相談することができる相談体制
- 虐待防止、早期発見等に向けた取り組み
- 苦情の解決制度・第三者評価・成年後見人の活用などの対策
- 虐待発見時の対応
- その他人権侵害、虐待防止に関すること。

#### 4. 虐待防止のための職員研修に関する方針

虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、定期的な研修(年1回以上)を実施するものとする。

研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容などの適切な知識の普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。

研修実施内容は委員会において記録保管する。

#### 5. 虐待防止に関する責務等

(1) 虐待防止に関する統括は新富士グループ訪問看護ステーション部統括管理者が行い責任者は各ステーション管理者とする。

(2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針に従い、虐待防止を啓発普及するために職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見人制度の利用の支援苦情解決体制の活用など、日常的な虐待防止等の取組を推進する。

また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

なお虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを主治医・介護支援専門員、法人及び市区町村に通報しなければならない。

- ・ 多摩区役所地域みまもりセンター 高齢・障害課高齢者支援係
- ・ 麻生区役所地域みまもりセンター 高齢・障害課高齢者支援係
- ・ 宮前区役所地域みまもりセンター 高齢・障害課高齢者支援係
- ・ 高津区役所地域みまもりセンター 高齢・障害課高齢者支援係

#### 6. 虐待防止の早期発見等への対応

(1) 虐待事案は虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに関わる確認や責任者等への報告が重要である。なお虐待とは、利用者の権利を侵害する些細な行為から、虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から責任者等は、利用者・家族・職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めることが必要である。

(2) 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先にし、誠意ある対応や説明をすること、及び利用者や家族に充分配慮すること、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも対外的な説明責任を果たすことなど速やかに組織的な対応を図るとともに、行政に通報・相談をする。

さらには、発生要因を十分に調査・分析するとともに、再発防止に向けて組織体制の強化職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努める。

## 7. 職員等が留意すべき事項

職員は、法人の基本理念及び行動規制に掲げる利用者の人格尊重をすることを深く認識し虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとする。

虐待事案の発生は利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的信頼を著しく損なうこと、その後の事業経営において大きな困難を抱える問題として十分に認識する必要がある。

### (1) 意識の重要性

- 常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- 職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心がけること。
- 虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを、絶えず認識すること。

### (2) 基本的な心構え

- 利用者との人間関係が構築されている(親しい間柄)と独りよがり思い込まないこと。
- 利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思を示し表示した場合は、その言動を繰り返さないこと。
- 利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否することができない場合もあることと認識すること。
- 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め虐待とみられる言動について職員同士で注意を促すこと。
- 虐待疑いを受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること職場内の虐待にかかわる問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織的な良好な環境を確保するための契機とする認識を持つこととともに、責任者への速やかな報告は職員の義務であることを認識すること。

## 8. 本指針の閲覧

本指針は、利用者の求めに応じていつでも閲覧することができるようにするとともに、事業所・施設HPでも公表し、利用者および家族が自由に閲覧できるようにする。

9. 高齢者虐待の例

区 分	内容と具体例
1. 身体的虐待	<p>暴力的な行為などで身体にあざや痛みを与える行為や、外部との接触を意図的に継続的に遮断する行為</p> <p>【 具体例 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・つねる、殴る、蹴る、やけどや打撲をさせる、無理やり食事を口に入れる</li> <li>・食べられない物を食べさせる、食事を与えない、意図的に薬を過剰に服用させる。</li> <li>・戸外に締め出す・部屋に閉じ込める・ベッドに縛り付けるなど身体拘束・抑制をする等</li> </ul>
2. 介護世話の放棄放任	<p>意図的であるか結果的であるかを問わずに、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【 具体例 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている。</li> <li>・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって放置され、脱水状態や脱水症状や栄養失調の状態にある。</li> <li>・室内にゴミを放置するなど、劣悪な環境の中で生活させる。</li> <li>・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせない。</li> <li>・拒否的な態度をとる・話しかけられても無視する。</li> <li>・同居人による高齢者の虐待と同様な行為を放置すること等</li> </ul>
3. 心理的虐待	<p>脅しや屈辱などの言動や威圧的な態度・無視・いやがらせなどによって精神的情動的苦痛を与えること。</p> <p>【 具体例 】 火傷や打撲をさせる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著しい暴言・著しい拒絶的な対応または、不当な差別的言動・著しい心理的外傷を与える言動を行う。</li> <li>・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話す等により恥をかかせる。</li> <li>・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・子供のように扱い自尊心を傷つける</li> <li>・話しかけているのに意図的に無視をするなど</li> </ul>
4. 性的虐待	<p>利用者にあらゆる形態の性的な行為をすること、また利用者を利用してわいせつな行為をさせること</p> <p>【 具体例 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。</li> <li>・キス、性器への接触、セックスを強要する。</li> <li>・性的雑誌やDVDなどを見るように強いる。</li> <li>・排泄介助、入浴介助時の卑猥な言動など。</li> </ul>

5. 経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <p>【 具体例 】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。</li><li>・本人の自宅を本人に無断で売却する。</li><li>・年金や貯金を本人の意思利益に反して使用または流用する。</li></ul>
----------	---

## 10. ～ 高齢者虐待を早期に発見するために ～

### 高齢者虐待のサインに気づく

高齢者虐待を早期に発見することは極めて重要である。

そのためには、高齢者の家庭に入る機会の多い保健・医療・福祉の関係機構は、それぞれの立場で、虐待を受けている高齢者のサインを敏感に察知し、高齢者の虐待に気づいていくことが求められる。

以下に示す複数の項目に当てはまると高齢者虐待の疑いが濃くなる。

記載したサインはあくまでも例示であり、他にも様々なサインがあることを踏まえておくことが必要。

#### 【共通して見られるサイン】

- 通常の行動が不自然に変化する。
- 少しのことで怯えたり恐ろしがりたりする。
- 人目を避け、多くの時間を一人で過ごす。
- 医療や保健・福祉関係者に話すことや援助を受けることをためらう。
- 医療や保健・福祉の関係者に対する話の内容がしばしば変化する。
- 睡眠障害がある。
- 不自然な体重の増減がある。
- 物事や周囲のことに対して極度に無関心である。
- 強い無力感・諦め・投げやりな態度がみられる。

#### 【身体的虐待のサイン】

- あざや傷の有無
  - ・ 頭部に傷、顔や腕に腫脹、身体に複数のあざが見られる。
- あざや傷の説明
  - ・ あざや傷の説明に関し、つじつまが合わない。理由を求めても説明しない、隠そうとする。
- 行動の自由度
  - ・ 自由な外出ができない、自由に家族以外の人と話すことができない。
- 態度や表情
  - ・ 怯えた表情、急に不安がる。家族のいる場面といない場面での態度が異なる。
- 話しの内容
  - ・ 怖い、痛い、怒られる、家にいたくない、殴られる、などの発言がある。
- 支援への躊躇
  - ・ 関係者に話すことを躊躇する。話す内容が変化する。新たなサービスの拒否。

### 【擁護者による世話の放棄のサイン】

- 住宅環境の適切さ
  - ・ 異臭がする、湿度、ほこり、油などでベタベタする。冷暖房の欠如、極度に乱雑な住環境
- 衣類・寝具の清潔
  - ・ 着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツであることが多い。
- 身体の清潔さ
  - ・ 身体の異臭、汚れがひどい髪や爪、皮膚の潰瘍
- 適切な食事
  - ・ 痩せが目立つ、菓子パンのみの食事、よそではガツガツ食べる
- 適切な医療
  - ・ 家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない。
- 適切な介護サービス
  - ・ 必要であるが未利用、利用を勧めても無視あるいは拒否、サービス利用料が極端に不足している。

### 【性的虐待のサイン】

- 出血や傷の有無
  - ・ 生殖器等の傷、出血・かゆみの訴えがある。
- 態度や表情
  - ・ 怯えた表情、怖がる、人目を避けたがる。
- 支援へのためらい
  - ・ 関係者に話すことをためらう、援助を受けたがらない。

### 【心理的虐待のサイン】

- 体重の増減
  - ・ 急激な体重の減少、痩せすぎ、拒食や過食が見られる。
- 態度や表情
  - ・ 無気力な表情、投げやりな態度、無表情、急な態度の変化。
- 話の内容
  - ・ 話したがらない、自分を否定的に話す、ホームに入りたい・死にたいなどの発言
- 不適切な睡眠
  - ・ 不眠の訴え、不規則な睡眠

### 【経済的虐待のサイン】

- 訴え
  - ・ お金を取られた、年金が入ってこない、貯金がなくなった、などの発言
- 生活状況
  - ・ 資産と日常生活の大きな落差、食べる物に困っている。
- 支援のためらい
  - ・ サービス利用をためらう

### 【養介護者家族に見られるサイン】

- 高齢者に対する態度
  - ・ 冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的
- 高齢者への話の内容
  - ・ 早く死んでしまえなどの否定的な発言、コミュニケーションを取ろうとしない。
- 関係者に対する態度
  - ・ 援助の専門家と会うのを避ける、話したがるらない、拒否的、専門家に責任転嫁
- 養介護者自身の状況
  - ・ 酒気帯び状態、認知機能の低下など。

# 対応のフローチャート

